

事業主 様

北海道労働局長登録教習機関 登録番号:北労衛教第4号  
 (公社)北海道労働基準協会連合会(インボイス発行事業者)  
 旭川支部(旭川地方労働基準協会内)

## 有機溶剤作業主任者技能講習のご案内

有機溶剤は、塗料、シンナー、ドライクリーニングの溶剤等、幅広く使用されています。

労働安全衛生法14条(安衛施行令第6条22号)の規定に基づき、屋内作業場、車両の内部、タンクやダクト等の内部、船舶の内部等において、安衛施行令別表6の2(次頁参照)に掲げる有機溶剤を取り扱う作業に労働者を従事される場合、有機溶剤作業主任者技能講習を修了した者から、有機溶剤作業主任者を選任して作業の指揮やその他規則で定められた職務を行わせなければならないとされています。

つきましては、下記要領で開催いたしますので、関係者の受講方ご案内いたします。

### 記

#### 1 講習日程(2日間)

|     | 講習日           | 時間(休憩含)    | 会場                                    | 受付期間      | 定員   |
|-----|---------------|------------|---------------------------------------|-----------|------|
| 第2回 | 令和6年11月21日(木) | 9:00~17:00 | 旭川勤労者福祉会館<br>2F 大・中会議室<br>(旭川市6条通4丁目) | 9/25~11/7 | 100名 |
|     | ・11月22日(金)    | 9:00~17:00 |                                       |           |      |

※都合により、講習が中止や延期、受講料・テキスト代が変更になる場合がありますので、予めご了承下さい。

#### 2 講習料

**14,080円**(消費税10%を含む)

内訳:受講料12,100円、テキスト代1,980円

※使用テキスト:有機溶剤作業主任者テキスト(中災防発行)

#### 3 申込方法

**受付期間内に、受講申込書を当協会に提出して下さい。**

※先着順に受付し、定員に達し次第締め切りますので、事前に受付状況をご確認下さい。

#### 4 講習料納入方法

講習料は申込書提出後、下記のいずれかの方法により納入して下さい。

①協会窓口を持参 ②現金書留で郵送 ③振込(請求書を発行いたします)

※③振込の場合は、申込書の余白に「振込希望」と記載して下さい。

#### 5 写真について

**写真2枚**(30ミリ×24ミリ)

上半身無帽で最近6か月以内に撮影したもの

(※デジタル写真はフォト専用紙に印刷したものに限る)



#### 6 講習科目・時間数(12時間+修了試験1時間)

| 講習科目                      | 時間数 | 講習科目      | 時間数 |
|---------------------------|-----|-----------|-----|
| 有機溶剤による健康障害及びその予防措置に関する知識 | 4時間 | 保護具に関する知識 | 2時間 |
|                           |     | 関係法令      | 2時間 |
| 作業環境の改善方法に関する知識           | 4時間 | 学科修了試験    | 1時間 |

#### 7 修了証

修了証は、修了試験合格者に、講習後約2週間で札幌の本部より郵送されます。

#### 8 受講の取消

**講習初日の前々日営業日までに**取り消しを申し出た場合は、返金に要する費用を除き講習料を返還いたします。

#### 9 注意事項

**遅刻者については、講義開始後の入室は認めませんので、ご注意願います。**

#### 10 その他

本講習は「人材開発支援助成金 建設労働者技能実習コース」の対象になります。

必要な書類・証明等は(公社)北海道労働基準協会連合会(011-747-6141)にお問合せ下さい。

〒070-0043 旭川市常盤通1丁目 道北経済センター6階  
 申込み・旭川地方労働基準協会内  
 問合せ先 (公社)北海道労働基準協会連合会旭川支部  
 TEL 0166-22-8621 FAX 0166-22-8687

※ 有機溶剤作業主任者修了後、概ね5年ごとに、再教育を受ける努力義務が定められています。  
 (有機溶剤作業主任者の再教育は当協会では令和7年2月6日に開催予定)



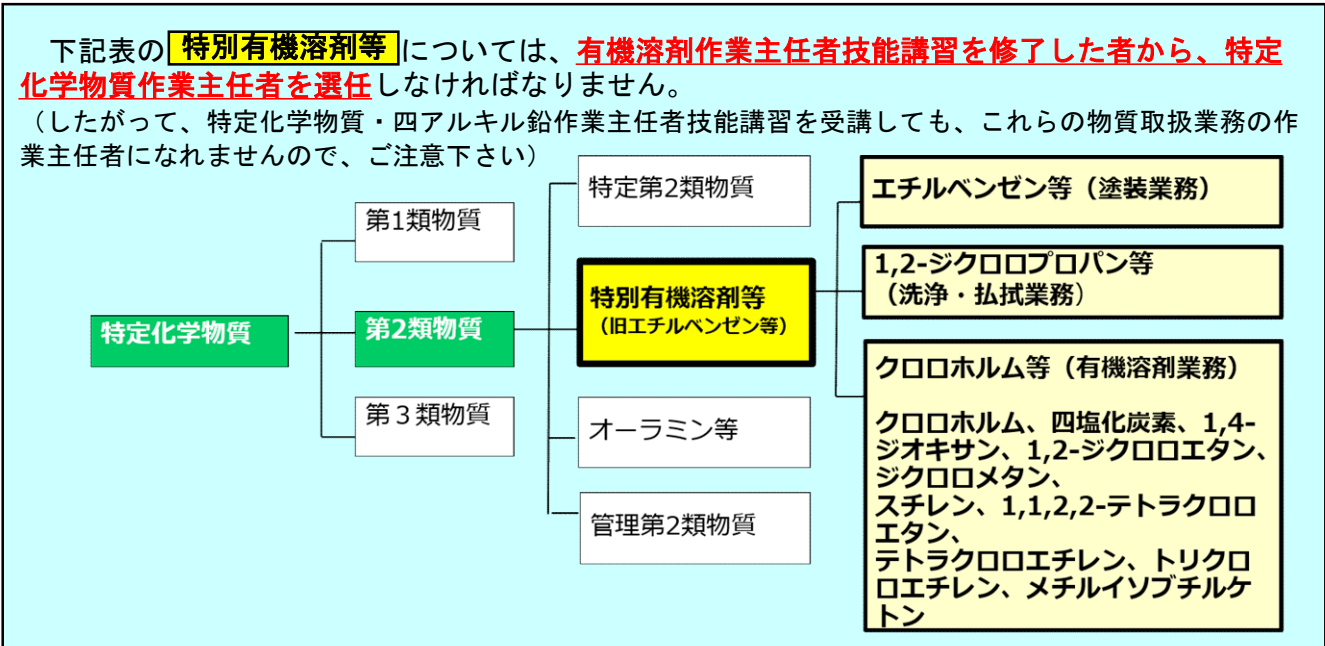
【女性労働者の就業禁止業務】 下記表の★印

- ・労働安全衛生法令に基づく作業環境測定を行い「第3管理区分」(エチルベンゼン他の規制対象化学物質の、空気中の平均濃度が規制値を超える状態)となった屋内作業場での業務
- ・タンク内等で規制対象の化学物質を取扱う業務で、マスクの使用が義務づけられている業務

別表第六の二 有機溶剤(第六条、第二十一条、第二十二条関係)

|  |   |
|--|---|
| 一 アセトン                                       | 二十八 一・二-ジクロロエチレン(別名二塩化アセチレン)                                    |
| 二 イソブチルアルコール                                 | ◆二十九 ジクロロメタン(別名二塩化メチレン)   |
| 三 イソプロピルアルコール                                | ★三十 N・N-ジメチルホルムアミド  |
| 四 イソペンチルアルコール<br>(別名イソアミルアルコール)              | ★◆三十一 スチレン  |
| 五 エチルエーテル                                    | ◆三十二 一・一・二・二-テトラクロロエタン<br>(別名四塩化アセチレン)                          |
| ★六 エチレングリコールモノエチルエーテル<br>(別名セロソルブ)           | ★◆三十三 テトラクロロエチレン(別名パークロロエチレン)                                   |
| ★七 エチレングリコールモノエチルエーテルアセテート<br>(別名セロソルブアセテート) | 三十四 テトラヒドロフラン   |
| 八 エチレングリコールモノノルマルブチルエーテル<br>(別名ブチルセロソルブ)     | 三十五 一・一・一-トリクロロエタン  |
| ★九 エチレングリコールモノメチルエーテル<br>(別名メチルセロソルブ)        | ★◆三十六 トリクロロエチレン   |
| 十 オルト-ジクロロベンゼン                               | ★三十七 トルエン   |
| ★十一 キシレン                                     | ★三十八 二硫化炭素  |
| 十二 クレゾール                                     | 三十九 ノルマルヘキサン  |
| 十三 クロロベンゼン                                   | 四十 一-ブタノール  |
| ◆十四 クロロホルム                                   | 四十一 二-ブタノール   |
| 十五 酢酸イソブチル                                   | ★四十二 メタノール  |
| 十六 酢酸イソプロピル                                  | ◆四十三 メチルイソブチルケトン  |
| 十七 酢酸イソペンチル(別名酢酸イソアミル)                       | 四十四 メチルエチルケトン   |
| 十八 酢酸エチル                                     | 四十五 メチルシクロヘキサノール  |
| 十九 酢酸ノルマルブチル                                 | 四十六 メチルシクロヘキサノン   |
| 二十 酢酸ノルマルプロピル                                | 四十七 メチルノルマルブチルケトン   |
| 二十一 酢酸ノルマルペンチル(別名酢酸ノルマルアミル)                  | 四十八 ガソリン  |
| 二十二 酢酸メチル                                    | 四十九 コールタールナフサ(ソルベントナフサを含む。)                                     |
| ◆二十三 四塩化炭素                                   | 五十 石油エーテル   |
| 二十四 シクロヘキサノール                                | 五十一 石油ナフサ   |
| 二十五 シクロヘキサノン                                 | 五十二 石油ベンジン  |
| ◆二十六 一・四-ジオキサン                               | 五十三 テレピン油   |
| ◆二十七 一・二-ジクロロエタン(別名二塩化エチレン)                  | 五十四 ミネラルスピリット<br>(ミネラルシンナー、ペトロリウムスピリット、ホワイトスピリット及びミネラルターペンを含む。) |
|  | 五十五 前各号に掲げる物のみから成る混合物   |

特化則等が改正され(平成26年11月1日施行)、表の◆印の10物質は発がん性物質として有機溶剤から特定化学物質の第2類物質の「特別有機溶剤等」の中に位置づけられました。



## 有機溶剤作業主任者技能講習受講申込書

|     |    |     |   |
|-----|----|-----|---|
| 受講地 | 旭川 | 受講日 | ～ |
|-----|----|-----|---|

|                                     |       |     |     |
|-------------------------------------|-------|-----|-----|
| ふりがな                                |       |     |     |
| 氏名                                  |       |     |     |
| 旧姓を使用した氏名又は通称の併記希望の有無（いずれかを○で囲む）有・無 |       |     |     |
| 併記を希望する氏名又は通称                       |       |     |     |
| 生年月日                                | 昭和・平成 | 年   | 月 日 |
| 現住所                                 | 〒     |     |     |
|                                     | 携帯    |     |     |
|                                     |       | TEL |     |
| 勤務先                                 | 所在地   | 〒   |     |
|                                     | 名称    |     |     |
|                                     |       | TEL |     |
|                                     |       | FAX |     |

縦30mm  
横24mm

写真1枚のり付け  
1枚は横に添付

裏面に氏名記入

正面無帽、背景無色、上三分身で撮られた鮮明な写真を貼付してください。

もう1枚の写真を貼り付けずに添付してください。

**楷書で正確に書いて下さい。**

(注) 旧姓等併記を希望する場合には、戸籍謄本、住民票等旧姓等を明らかにする書類を添付してください。

年 月 日

|       |  |
|-------|--|
| ※受講番号 |  |
|-------|--|

(公社) 北海道労働基準協会連合会長 殿

(注) ※欄は記入しないで下さい。

|              |       |        |                                |
|--------------|-------|--------|--------------------------------|
| 修了証（受講票）の送り先 | 1. 自宅 | 2. 勤務先 | 3. その他（                      ） |
|--------------|-------|--------|--------------------------------|